

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和8年2月20日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第2号

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章 総則（第1条— <u>第8条</u> ）	第1章 総則（第1条— <u>第12条</u> ）
第2章 内国旅行の旅費（ <u>第9条—第21条</u> ）	第2章 内国旅行の旅費（ <u>第13条—第23条</u> ）
第3章 外国旅行の旅費（ <u>第22条—第36条</u> ）	第3章 外国旅行の旅費（ <u>第24条—第40条</u> ）
第4章 雑則（ <u>第37条—第41条</u> ）	第4章 雑則（ <u>第41条—第43条</u> ）
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条 （略）	第2条 （略）
（1）～（4） （略）	（1）～（4） （略）
（5） 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の <u>根拠</u> となる地に旅行することをいう。	（5） 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその <u>扶養親族</u> 又はその遺族が生活の <u>根拠地</u> となる地に旅行することをいう。
（6） <u>家族</u> 内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしていないが、 <u>事実上</u> 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>職員と生計を1にするもの</u> をいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で <u>職員と生計を1にするもの</u> をいう。	（6） <u>扶養親族</u> 内国旅行にあっては職員の配偶者（届出をしていないが <u>事実上</u> 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で <u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u> をいい、外国旅行にあっては職員の配偶者及び子で <u>主として職員の収入によって生計を維持しているもの</u> をいう。
（7）・（8） （略）	（7）・（8） （略）

(9) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の別に定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、大阪広域水道企業団と旅行役務提供契約（旅行者等が大阪広域水道企業団に対して旅行に係る役務その他の別に定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、大阪広域水道企業団が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

2・3 （略）

（旅費の支給）

第3条 （略）

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)～(6) （略）

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第30条第1項第1号、第2号若しくは第4号に規定する場合の外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3・4 （略）

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他別に定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他別に定める事情に

2・3 （略）

（旅費の支給）

第3条 （略）

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)～(6) （略）

(7) 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第32条第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3・4 （略）

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下この条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）の変更（取消しを含む。以下同じ。）をされ、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で別に定める額を旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その

より、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、大阪広域水道企業団が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 （略）

2 （略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載をするいとまがない場合には、この限りでない。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項は、別に定める。

6 第4項の規定にかかわらず、別に定める軽易な旅行については、旅行命令簿等への記載を省略することができる。

（旅行命令等に従わない旅行）

他企業長が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で別に定める金額を旅費として支給することができる。

（旅行命令等）

第4条 （略）

2 （略）

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これの変更をすることができる。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はこれの変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下「旅行命令簿等」という。）に、当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示して行わなければならない。ただし、これを提示するいとまがない場合には、口頭により旅行命令等を発し、又はこれの変更をすることができる。この場合においては、旅行命令権者は、できるだけ速やかに旅行命令簿等に当該旅行に関し必要な事項を記載し、これを当該旅行者に提示しなければならない。

5 旅行命令簿等の記載事項及び様式は、別に定める。

（旅行命令等に従わない旅行）

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 （略）

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2・3 （略）

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

5 （略）

6 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用（以下「旅行中宿泊費」という。）を定額又は実費額により支給するほか、赴任に伴う転居（別に定める職員が採用又は異動の日前に行った転居を含む。）に必要な滞在に係る費用（以下「赴任後宿泊費」という。）について、必要と認められる限度において、定額又は実費額により支給する。

7 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用について、実費額等により支給する。

8 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用として、1夜当たりの定額により支給する。

9 転居費は、赴任に伴う転居（第17条第1項第1号若しくは第2号又は第30条第1項第1号若しくは第2号に規定する場合の家族の転居を含む。）に要する費用について、実費額により支給する。

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更をされた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2・3 （略）

（旅費の種類）

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、扶養親族移転料、旅行雑費、渡航雑費及び死亡手当とする。

2・3 （略）

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 （略）

6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給するほか、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。

8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

9 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。

10 家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下第17条第1項第1号及び第2号並びに第30条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。）の移転に要する費用について、実費額等により支給する。

11 （略）

12 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額により支給する。

第7条 （略）

10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。

11 旅行雑費は、外国の管内における旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。

12 （略）

13 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。

（外国旅行手当）

第7条 外国旅行のうち第36条に規定する旅行については、前条の旅費に代えて、外国旅行手当を旅費として支給する。

第8条 （略）

第9条 旅費計算上の旅行日数は、第3項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のために現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもって計算した日数を超えることができない。

2 前項ただし書の規定により計算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

3 第3条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、第1項ただし書及び前項の規定により計算した日数による。

第10条 旅行者が同一地域（第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）に滞在する場合における日当及び旅行中宿泊料（旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給される宿

泊料をいう。以下同じ。)は、その地域に到着した日の翌日から起算して滞在日数が30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数が60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。

第11条 1日の旅行において、日当又は旅行中宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。以下この条において同じ。）について定額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による日当又は旅行中宿泊料を支給する。

第12条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。）を区分して計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

（鉄道賃）

第13条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び座席指定料金による。

（1）～（3）（略）

2 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。

（1）特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

（2）普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第3号に規定する座席指定料金

第8条 移動中における年度の経過又は職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転料のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過又は職務の級の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して算定する。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃、急行料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

（1）～（3）（略）

2 前項第2号に規定する急行料金は、公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。

3 第1項第3号に規定する座席指定料金

は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で公務のため特に必要と認められる場合に限り、支給する。

(船賃)

第10条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金並びにこれらに付随する費用による。

(1) 運賃の等級を区分する船舶による旅行の場合には、最下級の運賃

(2) (略)

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前3号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

(航空賃)

第11条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃及びこれに付随する費用による。

(車賃)

第12条 車賃の額は、通常要する費用の額を勘案して別に定める1キロメートル当たりの定額による額とする。ただし、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期的に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する

は、特別急行列車又は普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び座席指定料金による。

(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃

(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃

(3) (略)

(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(5) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金

2. 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃をさらに2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最下級の運賃による。

(航空賃)

第15条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

(車賃)

第16条 車賃の額は、1キロメートルにつき37円とする。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

場合及び公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第8条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(宿泊費)

第13条 宿泊費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 旅行中宿泊費 地域の実情を勘案して別に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(2) 赴任後宿泊費 5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費に相当する額とする。

2 旅行中宿泊費は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第12条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 (略)

(日当)

第16条の2 日当の額は、別表第1の定額による。

2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当は、前項の規定にかかわらず、支給しない（公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除く。）。

3 日当は、管内における旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。

(宿泊料)

第17条 宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 旅行中宿泊料 宿泊先の区分に応じた別表第1の定額

(2) 赴任に伴う住所又は居所の移転について支給される宿泊料（以下「赴任後宿泊料」という。）赴任に伴い住所又は居所を移転した地の存する地域の区分に応じた別表第1の1夜当たりの定額の5夜分に相当する額

2 旅行中宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費の額は、移動に係る第9条から第12条までに規定する額及び宿泊に係る前条に規定する宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して別に定める額とする。

(転居費)

第16条 転居費の額は、転居の実態を勘案して別に定める方法により算定される額とする。

(食卓料)

第17条の2 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第18条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額）

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

(家族移転費)

第17条 家族移転費の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

イ 12歳未満6歳以上の者については、アに規定する額の2分の1に相当する額

ウ 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料及び食卓料の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、前条第1項第1号又は第3号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間にさらに赴任があった場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額）を超えることができない。

(3) 第1号アからウまでの規定により日当、宿泊料及び食卓料の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

(管内旅行の旅費)

第18条 (略)

2 管内の同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)内における旅行については、前項の規定にかかわらず、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第19条 管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であった子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

(管内旅行の旅費)

第20条 (略)

2 管内の同一地域内における旅行については、前項の規定にかかわらず、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第21条 管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となった日(以下「退職等の日」という。)にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日(以下「退職等を知った日」という。)にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 企業長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

4 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において、同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして第1項第1号の規定に準じた旅費とする。

(遺族の旅費)

第21条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための内国旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地（外国在住の遺族の場合には、本邦における外国からの到着地）と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための内国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2 本邦に出張のための外国旅行中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により支給する旅費は、第36条第1項第1号の規定に準じた旅費とする。

の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、かつ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、企業長が定める。

(遺族の旅費)

第23条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を

3 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）とする。

4 遺族が前3項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（本邦通過の場合の旅費）

第22条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第17条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新居住地又は居住地とみなす。

（鉄道賃）

第23条 鉄道賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃、急行料金及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。

(1)～(3) (略)

（船賃）

第24条 船賃の額は、次の各号に掲げる旅

受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費は、第19条第1項第1号の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食卓料とする。この場合において、同号中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

（本邦通過の場合の旅費）

第24条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの日当及び食卓料又は本邦に到着した日までの日当及び食卓料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の場合において、第19条第1項の規定の適用については、本邦出発の場合にはその外国への出発地を新在勤地又は新居住地とみなし、本邦到着の場合にはその外国からの到着地を旧在勤地又は旧居住地とみなす。

（鉄道賃）

第25条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1)～(3) (略)

（船賃）

第26条 船賃の額は、次の各号に規定する

客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金並びにこれらに付随する費用による。

(1)～(3) (略)

(航空賃及び車賃)

第25条 航空賃の額は、次の各号に掲げる旅客運賃及びこれに付随する費用による。

(1)～(3) (略)

2 車賃の額は、移動に要する費用及びこれに付随する費用による。

(宿泊費)

第26条 宿泊費の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 旅行中宿泊費 地域の実情を勘案して別に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として別に定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(2) 赴任後宿泊費 10夜分を限度とし

旅客運賃（はしけ賃及び棧橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

(1)～(3) (略)

(航空賃及び車賃)

第27条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃による。

(1)～(3) (略)

2 車賃の額は、実費額による。

(日当)

第28条 日当の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。

2 路程100キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額による。

3 日当は、管内における旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、支給する。

4 前項の場合における日当の額は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、第1項の定額の2分の1に相当する額による。

(宿泊料)

第29条 宿泊料の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める額による。

(1) 旅行中宿泊料 旅行先の区分に応じた別表第2の定額

(2) 赴任後宿泊料 新在勤地の存する

て、現に宿泊した夜数に係る旅行中宿泊費に相当する額とする。

2 第13条第2項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊費について準用する。

(包括宿泊費)

第27条 包括宿泊費の額は、移動に係る第23条から第25条までに規定する額及び宿泊に係る前条に規定する宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第28条 宿泊手当の額は、通常要する費用の額を勘案して別に定める額とする。

(転居費)

第29条 転居費の額は、転居の実態を勘案して別に定める方法により算定される額とする。

地域の区分に応じた別表第2の1夜当たりの定額の10夜分に相当する額

2 第25条第3号の規定により寝台料金を支給する場合における旅行中宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。

3 第17条第2項の規定は、外国旅行の場合の旅行中宿泊料について準用する。

(食卓料)

第30条 食卓料の額は、別表第2の定額による。

2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほか、別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第31条 赴任の際扶養親族（赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。）を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額（以下この条において「定額」という。）による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

(1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額

(2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられ

た場合には、定額（前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額）にその100分の10に相当する額を加算した額

(3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として別に定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額（前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。）に、水路又は陸路が含まれる場合にあっては、それぞれ別に定める額に相当する額を加算した額

2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項（同項第1号の規定に係る部分を除く。）に規定する額の2分の1に相当する額による。

3 赴任の際扶養親族を随伴しないが次条第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があった日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、企業長が定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いて得た額による。

4 第19条第1項第3号及び同条第2項の規定は前3項の規定による移転料の額の計算について、第18条第2項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

（家族移転費）

第30条 家族移転費の額は、次の各号に掲げる額による。

(1) 赴任の際企業長の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船

（扶養親族移転料）

第32条 扶養親族移転料は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給する。

(1) 赴任の際企業長の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。

賃、航空賃、車賃、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任後企業長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、前号の規定に準じて算定した額

(3) 第1号に規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後企業長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、第17条第1項第1号の規定に準じて算定した額

(4) 外国に赴任後企業長の許可を受け、家族（第1号又は第2号に規定する許可を受け移転した者であって同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、第1号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号又は第3号に規定する期間を延長することができる。

(2) 外国に在勤中企業長の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。

(3) 本邦から外国に赴任後企業長の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に当該する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

(1) 配偶者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

(2) 12歳以上の子については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料及び食卓料の3分の2に相当する額

(3) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、その旧居住地を旧在勤地と、新居住地を新在勤地とみなして第19条第1項第1号の規定に

(渡航雑費)

第31条 渡航雑費の額は、旅行者の予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の額による。

(死亡手当)

第32条 死亡手当の額は、93万円とする。

準じて計算した額による。

4 第19条第1項第3号及び同条第2項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

(旅行雑費)

第33条 旅行雑費の額は、1日につき200円とする。

2 第28条第3項の規定により日当を支給する場合については、旅行雑費は、支給しない。

(渡航雑費)

第34条 渡航雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。

(死亡手当)

第35条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には49万円（旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。以下この項において同じ。）には、39万2,000円）、同項第7号の規定に該当する場合には24万5,000円（旅行中に死亡した場合には、19万6,000円）とする。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、大阪市を当該職員の旧在勤地とみなして第23条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、大阪市を当該職員の新在勤地とみなして第23条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員の配偶者が第3条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規

定により支給する死亡手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 配偶者が第32条第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

(2) 配偶者が第32条第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

4 第23条第3項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(外国旅行手当)

第36条 第6条第1項の掲げる旅費に代えて外国旅行手当を支給する旅行は、別表第2の定額による旅費を支給することを適当でないと企業長が認めた旅行とし、外国旅行手当の額、支給条件及び支給方法は、企業長が定める。ただし、その額は、当該旅行の性質に応じ第6条第1項に掲げる旅費の額についてこの規程で定める基準を超えないものとする。

(管内旅行の旅費)

第37条 第20条第1項及び第2項の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第38条 管内以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、赴任後宿泊料、移転料及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超える場合には、その超える部分

(管内旅行の旅費)

第33条 第18条第1項及び第2項の規定は、外国の管内における旅行の旅費について準用する。

(管内以外の同一地域内旅行の旅費)

第34条 管内以外の同一地域内における旅行については、赴任後宿泊費、転居費及び家族移転費は、支給しない。

(退職者等の旅費)

第35条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費（赴任後宿泊費を除く。）

(2) 本邦在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から本邦内の地に旅行するものとして計算した旅費

(3) 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由しないで当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる

の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 外国在勤の職員がその在勤地において退職等となった場合には、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び旅行中宿泊料

イ 退職等を知った日の翌日から3月（天災その他やむを得ない事情がある場合は、企業長は、この期間を延長することができる。）以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び旅行中宿泊料。ただし、日当については30日分、旅行中宿泊料については30夜分を超えることができない。

(イ) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から大阪市までの前職務相当の旅費（赴任後宿泊料を除く。）

(2) 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となった場合、職員が外国の出張地において退職等となった場合その他職員が外国旅行の途

旅費

ア 前号の規定に準じた旅費

イ 家財又は家族を旧在勤地から本邦に移転する必要がある場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として旧在勤地から本邦内の地に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費

(4) 外国在勤の職員が出張のための外国旅行中に退職等となり、出張地から旧在勤地を経由して当該退職等に伴う旅行をした場合には、次に掲げる旅費

ア 出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として出張地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

イ 第1号の規定に準じた旅費

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 企業長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

4 第1項の規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行中において退職等となった場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、第1項の規定に準じて企業長が定めるものとする。

(遺族の旅費)

第36条 第3条第2項第5号の規定により支給する旅費は、次の各号に掲げる旅費とする。

(1) 出張の例に準じ、職員が遺族の居

中において退職等となった場合においては、前号の規定に準じ企業長が定める旅費

(遺族の旅費)

第40条 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から大阪市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（赴任後宿泊料に相当する部分を除く。）並びに大阪市を居住地とみなして第23条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための外国旅行中に死亡した場合には、前号に掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

2. 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、赴任の例に準じ、職員が居住地から帰住地（本邦内の地に限る。）に旅行するものとして算定した転居費及び家族移転費（赴任後宿泊費に相当する部分を除く。）

3. 第3条第2項第7号の規定により支給する旅費は、出張の例に準じ、職員が居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

4. 遺族が前3項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

（旅費の調整）

第37条 企業長は、旅行者が大坂広域水道企業団以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 （略）

（旅費の支給額の上限）

第38条 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含み、車賃のうち第12条第1項に規定する定額による額を除く。）に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第9条第1項、第10条、第11条、第12条第1項、第23条、第24条、第25条第1項及び第2項並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較

（旅費の調整）

第41条 企業長は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この規程の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 （略）

し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該旅費の各種類について、第13条第1項各号、第14条、第16条、第17条第1項各号、第26条第1項各号、第27条、第29条、第30条第1項各号及び第31条並びに第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該旅費の各種類ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第39条 （略）

（旅費の返納）

第40条 旅行者又は旅行役務提供者は、この規程又はこれに基づき別に定めるものの規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納しなければならない。

第41条 （略）

第42条 （略）

第43条 （略）

別表第1 内国旅行の旅費（第16条の2—第18条関係）

（1） 日当、宿泊料及び食卓料

日当 (1日 につき)	宿泊料(1夜につき)				食卓料 (1夜 につき)
	旅行中宿泊料		赴任後宿泊料		
	甲地方	乙地方	甲地方	乙地方	
1,100円	10,900 円	9,800 円	8,700 円	7,600 円	2,200円

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち別に定める地域その他これらに準ずる地域で別に定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

（2） 移転料

路程 50キ ロメ ー ト ル未 満	路程 50キ ロメ ー ト ル以 上	路程 100 キロ メー トル 以上	路程 300 キロ メー トル 以上	路程 500 キロ メー トル 以上	路程 1,00 0キ ロメ ー ト ル未 満	路程 1,50 0キ ロメ ー ト ル未 満	路程 2,00 0キ ロメ ー ト ル未 満
107, 000 円	123, 000 円	152, 000 円	187, 000 円	248 ,00 0円	261, 000 円	279, 000 円	324, 000 円

別表第2 外国旅行の旅費（第28条—第31条、第36条関係）

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

区分	日当（1日につき）												宿泊料（1夜につき）				食卓料（1夜につき）
	日当（1日につき）				旅行中宿泊料				赴任後宿泊料								
	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方					
上位職務者	8,300円	7,000円	5,600円	5,100円	25,700円	21,500円	17,200円	15,500円	17,400円	14,500円	11,600円	10,400円	7,700円				
上位	6,200円	5,200円	4,200円	3,800円	19,300円	16,100円	12,900円	11,600円	13,100円	10,900円	8,700円	7,800円	5,800円				

		満	未満	ル未満	ル未満	ル未満	ル未満	ル未満	ル未満	
上位職務者	141,000円	188,000円	269,000円	338,000円	425,000円	521,000円	575,000円	628,000円	680,000円	734,000円
上位職務者以外の者	116,000円	154,000円	220,000円	276,000円	348,000円	428,000円	471,000円	514,000円	556,000円	601,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪広域水道企業団職員の旅費に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後に出発する旅行及び同日前に出発し、かつ、同日以後に完了する旅行のうち同日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち同日前の期間に対応する分及び同日前に完了した旅行については、なお従前の例による。